

# 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会

## 第1回地域生活支援専門部会 次第

令和3年8月27日(金) 午後2時から

障害者会館AB会議室

(オンライン参加との併用)

### 1 開会

### 2 議題

(1) 部会長の互選・副部会長の指名について

【資料第1号】

(2) 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会について

【資料第2-1号、2-2号】

(3) 本富士地区の特色・成り立ちについて

【資料第3号】

### 3 その他

《その他配付資料》

- ・文京区障害者地域自立支援協議会地域生活支援専門部会名簿
- ・本富士地区マップ
- ・「かよい～の」登録団体
- ・Re なでしこ元町チラシ
- ・Re なでしこ元町 21.8月カレンダー(最新版)

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
  - (1) 就労支援専門部会
  - (2) 相談支援専門部会
  - (3) 権利擁護専門部会
  - (4) 障害当事者部会
  - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
  - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
  - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
  - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
  - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

(5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

## 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会

### 各専門部会の検討事項について

令和3年度の各部会の検討事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

#### 記

##### 1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

##### 2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労を支える体制の強化のために就労支援ハンドブック（仮）の作成について検討する。

##### 3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

中核機関との連携・関係団体との課題共有の検討を含む障害者の成年後見制度のあり方等、障害者の権利を守る仕組みについて検討する。

##### 4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体と協同して開催し、障害当事者の役割や参画について検討する。

##### 5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和3年度に地域生活支援拠点を設置する駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

令和3年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/9)				第2回					第3回
相談支援 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回
就労支援 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回
権利擁護 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回
障害当事者部会					第1回	→		他専門部会等と合同開催				→
地域生活支援 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回

# 本富士地区基礎データ

【資料第3号】

## 圏域

白山1丁目3・4・9・10・15、 本郷1～7丁目、 湯島1～4丁目  
西片1丁目1～18・20、 西片2丁目、 向丘1丁目1～6・16～20  
向丘2丁目1～10・11（1-5）・13（8-21）  
弥生1～2丁目、 根津1～2丁目

## 各種数値

令和2年9月現在（障害関係は3年5月末現在）

事項	本富士地区	区全体
面積	2.81km <sup>2</sup>	11.29km <sup>2</sup>
人口	49,646人	226,929人
高齢者数	9,531人	43,396人
町会数	51団体	154団体
民生委員・児童委員数	31人	151人
障害福祉サービス事業所数	27	116
（日中活動系）	9	34
（訪問系）	5	34
（居住系）	2	15
（計画相談）	5	14
（児童）	6	15
（その他）	0	4
地域活動支援センター	0	5
介護保険居宅介護支援事業所数	9	47
訪問看護事業所数	10	27
医療機関数（医科）	53	256
医療機関数（歯科）	47	246



## 【参考資料】

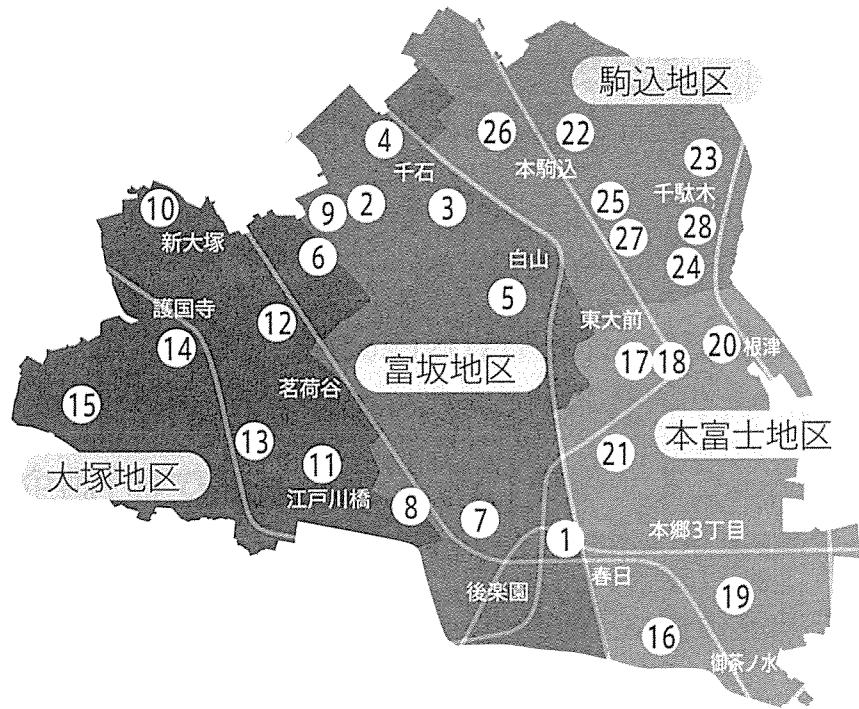
## 第1回地域生活支援専門部会参加者名簿

	所属・役職等	氏名
部会員	障害者基幹相談支援センター長	安達 勇二
部会員	祐ホームクリニック吾妻橋医師	夏堀 龍暢
部会員	サポートセンターいちよう施設長	樋口 勝
部会員	エナジー本舗理事長	行成 裕一郎
部会員	文京地域生活支援センターあかり施設長	高田 俊太郎
部会員	文京槐の会主任	北原 隆行
部会員	武蔵野会課長	児玉 俊史
部会員	高齢者あんしん相談センター本富士センター長	中谷 伸夫
部会員	文京区社会福祉協議会 地域連携ステーションフミコム係長	浦田 愛
部会員	民生・児童委員協議会駒込地区副会長 障害福祉部会合同部会長	松沢 和子
部会員	民生・児童委員協議会富坂地区役員	早藤 佳代子
部会員	障害福祉課身体障害者支援係長	渋谷 尚希
部会員	障害福祉課知的障害者支援係長	荒井 早紀
部会員	保健サービスセンター保健指導係長	小谷野 恵美
部会員	保健サービスセンター保健指導担当主査(本郷支所)	加藤 たか子
部会員	福祉政策課福祉住宅係長	工藤 麻衣子

地域代表	文京区社会福祉協議会	榎本 涼子
地域代表	本郷二丁目弓二会 町会長	小川 豪
地域代表	民生・児童委員協議会 本郷地区民生委員・児童委員	深田 雅子

事務局	障害福祉課障害福祉係	永尾・小松・富井
-----	------------	----------

①	それいゆ	体操・エアロビなど
②	コーシャ千石ふれあいサロン	文の京体操など
③	かよい～の風のやすみば	貯筋体操など
④	転ばぬ先のストレッチサロン	転倒予防体操など
⑤	文京吹矢人クラブ	吹矢・体操など
⑥	ひよりクラブ	スクエアステップなど
⑦	のぞみ会	転倒予防体操など
⑧	カナリア会	音楽療法・介護予防体操など
⑨	コーシャ千石クラブ	カーレットなど
⑩	とらいあんぐるタイム	貯筋体操など
⑪	みょうがの会	ストレッチ・運動など
⑫	あすなる会	音楽療法・筋トレ体操など
⑬	同友会たんぼぼ	ストレッチ 輪投げ・ポッチャなど
⑭	ハイビスカス	体操・フラダンス



⑮	めじろ台GGC	グラウンドゴルフなど
⑯	コミュニティーカフェひかりマ	ころばぬ体操など
⑰	向丘クラブ	カーレットなど
⑱	文京クラブ	カーレットなど
⑲	湯島元気体操会	呼吸法・ストレッチなど
⑳	文京ノルディックウォーク友の会	ノルディックウォークなど
㉑	つつじクラブ	健康マージャンや輪投げなど
㉒	みんなの体操	ストレッチ・体操など
㉓	しのばず	カーレット・ゆる体操など
㉔	だれでもテニス汐見	体操・ソフトテニスなど
㉕	MEGUMI会	転倒骨折予防体操など
㉖	昭和体操火曜グループ	介護予防体操など
㉗	文京ポッチャの会	ポッチャ・体操など
㉘	いきいき体操千駄木	転倒骨折予防体操など

※令和2年3月末「かよい～の」登録団体



# 千代田区

Map of Chiyoda Ward (千代田区) showing various districts and landmarks. The map is divided into several districts, including Nishi-Shinjuku (西新宿), Nishi-Shinjuku 1-chome (西新宿一丁目), Nishi-Shinjuku 2-chome (西新宿二丁目), Nishi-Shinjuku 3-chome (西新宿三丁目), Nishi-Shinjuku 4-chome (西新宿四丁目), Nishi-Shinjuku 5-chome (西新宿五丁目), Nishi-Shinjuku 6-chome (西新宿六丁目), Nishi-Shinjuku 7-chome (西新宿七丁目), Nishi-Shinjuku 8-chome (西新宿八丁目), Nishi-Shinjuku 9-chome (西新宿九丁目), Nishi-Shinjuku 10-chome (西新宿十丁目), Nishi-Shinjuku 11-chome (西新宿十一丁目), Nishi-Shinjuku 12-chome (西新宿十二丁目), Nishi-Shinjuku 13-chome (西新宿十三丁目), Nishi-Shinjuku 14-chome (西新宿十四丁目), Nishi-Shinjuku 15-chome (西新宿十五丁目), Nishi-Shinjuku 16-chome (西新宿十六丁目), Nishi-Shinjuku 17-chome (西新宿十七丁目), Nishi-Shinjuku 18-chome (西新宿十八丁目), Nishi-Shinjuku 19-chome (西新宿十九丁目), Nishi-Shinjuku 20-chome (西新宿二十丁目), Nishi-Shinjuku 21-chome (西新宿二十一丁目), Nishi-Shinjuku 22-chome (西新宿二十二丁目), Nishi-Shinjuku 23-chome (西新宿二十三丁目), Nishi-Shinjuku 24-chome (西新宿二十四丁目), Nishi-Shinjuku 25-chome (西新宿二十五丁目), Nishi-Shinjuku 26-chome (西新宿二十六丁目), Nishi-Shinjuku 27-chome (西新宿二十七丁目), Nishi-Shinjuku 28-chome (西新宿二十八丁目), Nishi-Shinjuku 29-chome (西新宿二十九丁目), Nishi-Shinjuku 30-chome (西新宿三十丁目). The map also shows the location of the National Diet Building (国会) and the National Diet Library (国会図書館).

# Reなでしこ元町

ができました！

## Reなでしこ元町の由来

Reには、リラックス、リフレッシュ、リラクゼーション、リメンバー(思い出す)、リターン(帰ってくる)、リニューアル(生まれ変わる)など様々な意味が込められています。

また、地元の方の慣れ親しんだ旧町名の元町と元町小学校の象徴のなでしこをいれ、地域の方に親しみやすく気軽に遊びに行ける居場所になるように想いを込めました。



本富士地区に新しく気軽に立ち寄って自由に過ごせる場所が欲しいという希望があり、町会、地域の方、社会福祉協議会、様々な相談機関が協力して立ち上げました！

- ・ちょっと休憩したい
- ・誰かと交流したい
- ・気分転換したい
- ・ひまわりママ(介護予防)
- ・少し困っていることがあって相談したい

など、どうぞお気軽にご参加ください。

※現在、感染症拡大防止の対策とお願いをしています。

※詳しい内容についてはお問い合わせください。

(平日2~3日活動しています)



ひまわりママ  
のところです

場所：文京区本郷2-4-1 倉田ビル101

連絡先：03-5800-2942

(文京区社会福祉協議会地域福祉推進係 森田・榎本)



# Reなでしこ元町 8月 活動予定表

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
02 ■13:00~15:00 よろず相談	03	04	05	06	07
09	10	16	17	23 ■13:00~15:00 よろず相談with	24
30	31	01	25 ■13:00~14:30 涼み処 ■14:30~15:30 おひさまアート	26	27
				28	

うがい

は・な・れ・て

てあらう

しょうどく

くうきのいかけ

マスク

**ご協力をお願いいたします**

マスクの着用

検温の実施

手指の消毒

## 活動内容

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となる場合があります。開催状況につきましては、お問い合わせください。

- コミュニティカフェ・ひまわりママ 参加費:300円 **今月は中止**  
介護予防の体操やカーレット、脳トレ、折り紙などをしながら交流できる活動
- くらしの保健室 参加費:無料 **今月は中止**  
看護師による血圧測定・健康相談、暮らしに役立つお話もあります
- よろず相談 参加費:無料  
看護師が何でも相談にのります 秘密は守ります
- よろず相談with 参加費:無料  
画材を用意しております。おしゃべりのきっかけにいかがですか？

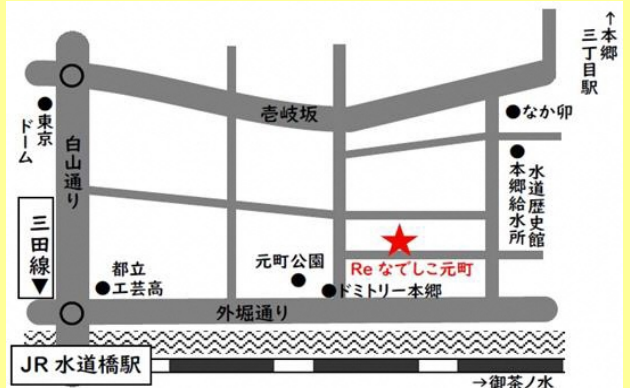


お問い合わせ先:03-5840-6871 ((株)けせら 市川)

- 涼み処 参加費:100円  
ふらっと立ち寄って休める時間です  
地域の情報もあります
- シエル・ブルー 参加費:100円 **今月は中止**  
若年性認知症の当事者・家族の情報交換の場所や交流の場です
- おひさまアート **※要予約**  
参加費500円 定員6名 地域交流サロン。  
パステルを使い絵を楽しく描くことができます

お問い合わせ先:03-5800-2942  
(文京区社会福祉協議会 森田・榎本)

## Reなでしこ元町 案内図



本郷2-4-1 1階